

お知らせ

10月1日(金)以降に亀山市文化会館を施設利用・申請される皆様へ

三重県リバウンド阻止重点期間（令和3年9月28日発出）の対策を受け、10月14日(木)までの利用につきまして 20:00 までの営業

(20:00 までに退館できる範囲でのご利用)とさせていただきます。

また、10月15日（金）以降についても対策期間が延長となる可能性がありますので合わせてご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年9月30日

施設指定管理者

(公財) 亀山市地域社会振興会